

Title	マカオ=長崎間における委託貿易について：鎖国以前の糸割符との関連において
Sub Title	On the consignment trade between Macao and Nagasaki
Author	高瀬, 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1980
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.49, No.4 (1980. 3) ,p.31(309)- 60(338)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19800300-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マカオ—長崎間における委託貿易について

—鎖国以前の糸割符との関連において—

高瀬 弘 一 郎

この小論は、特に次の二点を意図して作成したものである。第一点は、先に私は自著の中で、近世初頭日本を含む東アジアで行われていた海上貿易への投資形態として、レスポンデンシア（＝単純な冒険的高利金銭貸借）と委託貿易の二種が特徴的なものであり、キリシタン教会も同じ方法で資金調達をした、ということ⁽¹⁾を記した。ところが、これに対して山脇二郎氏が、私の引用した史料の内の、二点の金銭貸借証文の解釈を批判され、ポルトガル人は日本人の委託を受けてその資金を貿易に投じて利殖を図り、そこから利潤の配分を受ける委託貿易を行なったことはない、と主張され、ただ、ポルトガル人が日本の権力者の意を迎える方便として商品の買付けを委任されることはあったが、これは信任関係から成り立っており、従って危険は受任者が負った、との見解を述べられた⁽²⁾。この山脇氏の批判は、二点の証文（寛永二十年十月十八日付、蔡敬陽の具足屋治左衛門宛て証文と、寛永十八年二月二十一日付、姚南甫、姚君甫の吉徳彦三郎宛て証文の上包みの紙に記されている契約事項、年代不明）の解釈の問題と、ポルトガル貿易において委託貿易が行われたか否かの問題とに分けて考えねばならないであろう。この二つの問題は、直接結びつかない事柄だからである。そこで、ここでは後者の、ポルトガル貿易における委託貿易の有無の問題に論点を絞って、山脇氏の批判に答えて行きたい。

第二点は、鎖国以前の糸割符仕法のあり方を、ポルトガル貿易の実態の解明を通して、多少とも明らかにする手がかりを得たい。特に、糸割符仲間によるポルトガル船将来白糸の独占ということが、同仕法の重要な要素の一つと言えるであろうが、その点の実態は果してどうであったか解明したい。(右の第一点との関連で付言すると、山脇氏がポルトガル貿易においては委託貿易は行われなかった旨強調された理由を敢えて付度すると、委託貿易の対象になる商品が白糸だとすると、ポルトガル船将来の白糸は糸割符仲間によって独占されており、委託貿易が行われる余地はありえない筈である、との考えからではないであろうか。いずれにせよ、第一点と第二点はその意味で関連している)。

二

パンカダ取引は元来ポルトガル側の意思で始められ、行われてきたと言っ**て**よいが、これが一六三〇年代に入ると、彼等は一転してこのパンカダ取引に対して冷淡な態度をとるようになる。いくつか関係史料を示すと、次の通りである。(尚、パンカダは一括取引のことであり、そこで一括購入する者が糸割符仲間である限り、パンカダと糸割符は重なり合う部分³⁾が出来る。しかし、そうだからといって、安易にパンカダ(パンカド)を糸割符の意味で用いたり、そう解したりすることには疑問があるので、ここではそれらをはっきり区別して使用するようにした)。

一六三二年十二月十四日付マカオ発、セバステイアン・ソアレス・パイスの報告書に、「代理人及び当「マカオ」市のその他の商人達と被選出者達は、出来るだけ多くの財貨を上述のパンカダの外に残しておくよう尽力すること。」³⁾といった文言が見られるのは、ポルトガル人のパンカダに対する考えが変化したことを感じさせる。オランダ商館長クーケバツケルの日記一六三四年四月三日条に、ポルトガル人から幕府に対して提出された要求書の中に、「我々はさらに、生糸のパンカドを河内殿〔長崎奉行水野河内守守信。寛永三年(一六二六)初々(同五年十月八日)六年二月五日)在任。⁴⁾引用者〕の時の様にしてほしい、と要望する。何故なら、現状ではここにとどまることが出来ないからである。」という一項があった

ことが伝えられている。⁽⁵⁾ また、バタヴィア城日誌一六三四年二月十九日条に、「奉行等はまた昨年来引続き長崎に滞在せるポルトガル人に対し、パンカドによりて売却することを欲せざるため、未だ販売せず手許に所有せし生糸を、三十日の期限内に売却すべく、もしこれをなすこと能わざる時は、季節風に逆らいても長崎を出港し、その生糸をマカオに持ち帰るべしと命令せり。ポルトガル人等はこの嚴重なる命令に基づき、従前要求せし額より七十ないし八十テール低廉に生糸を売⁽⁶⁾りたり。」と記されている。

このように、ポルトガル側がパンカダ取引を避けるようになった原因としては、特に次の二点の事情が考えられよう。第一に、長崎奉行竹中采女正重義（寛永六年〔一六二九〕初〜同十年〔一六三三〕二月十一日在任⁽⁷⁾）の、ポルトガルに対する高圧的態度。第二に、ポルトガル商人の日本人に対する債務が増大し、このことは、パンカダ取引における彼我の力関係に影響を及ぼし、どうしてもパンカダ価格が低く抑えられるなど、ポルトガル側に不利な状況になったこと。

先ず第一点についてであるが、一六三〇年代に入ると、幕府は長崎奉行を通してポルトガル貿易に対する規制を特に強める。一六三一年十二月八日付江戸発、ヤンセンの書翰に、「当地で我々が知った所では、閣老は采女殿に、これまで以上ポルトガル人に侮辱と損害を与える様、命令した。これにより閣老は、彼等が日本から退去するのを望んでいる、と⁽⁸⁾考えられる。」と記述されている。前引クレーバツケルの日記一六三四年四月三日条に見えている、ポルトガル人が幕府に対し、生糸のパンカドを水野河内守信の時のようにしてほしい、との要望を行なったことは、その次の竹中采女正の時代に入り、ポルトガル側が不利な立場に立たされたことを示している。

このように、竹中采女正の時代になって取引面でポルトガルが不利な立場に追込まれたのは、一、オランダ、シナ両国商船による生糸輸入量が増大したのに反し、ポルトガル船による輸入額が減少した事。二、幕政全体の鎖国体制への傾斜。三、竹中采女正個人が海外貿易に熱心で、自ら朱印船を派遣したのみか、朱印状の偽造発給まで行うなどの違法行為に及び、末次平蔵等に訴えられて失脚したが、⁽⁹⁾彼が在任中その野望からポルトガル人の利を奪う策を弄したことが推測出来る。

次に、第二点の、ポルトガル人の日本人に対する債務の増大とパンカダ取引との関連についてである。単純な金銭貸借の場合、その借入金によって仕入れた商品がパンカダ取引の対象になる場合、しかも、そこでの購入者が同時に債権者である場合は、当然価格の決定等の面にこれが影響を及ぼしたものと思われる。またこの貸借が委託貿易的な性格を帯びたものである場合は、そしてしかも購入を委託された商品がパンカダの対象になる場合は、むしろ糸割符仕法の性格を考へる上で重要な意味をもってくる。

*

*

*

日本人のポルトガル人商人への融資であるが、特に、寛永年間において、マカオのポルトガル住民やマカオ市自体が、日本人からレスポンデンシアで多額の融資を受けていたことについては、既にふるくから明らかにされている⁽¹⁰⁾ので、ここでは、別の角度から取り上げてみたい。

一六二七年三月三十一日付マカオ発、一六二六年度日本イエズス会年報に次のように見えている。

「長崎の住民は、通常諸外国からそこに渡来する貿易船を利用した商業活動に依存して生活している。即ち、貿易船がもたらす商品を売買する。更に、彼等の中に富裕な人々があり、外国人から商品を買う以外に、彼等にかねを貸して儲けることもしている。彼等は、日本国外に渡航する同国人達に対しても同じことをしている。上述の二人の迫害者はカーザ^{〔長谷川権六と末次平蔵〕}

^{〔水野河内守〕}

の盗人であり、長崎の住民を困らせる手段をよく知っているので、新任の奉行に対して、同市のキリスト教徒をすべて脱落させるには、彼等が日本国外に送ったかねを奪うこと以上に効果的な手段はない、と言ってこれに働きかけた。その金額は二三万クルザドに上ったということである。この点で彼等は、キリスト教徒であつて法を棄てない者は、送った銀をすべて目録に記すように、そして、もしも信仰を堅持するならばその銀をすべて没収するが、信仰を棄てた者はそれを確保して儲けを得ることが出来る旨、触れを出させることに合意した⁽¹¹⁾。」

この史料は、長崎のキリシタン住民が海外貿易に融資していたところ、幕府はその貸金を没収することを威しに棄教を

迫った様子を伝えているものである。ここで注目すべき点は、長崎のキリシタン住民の内富裕な者は、外国人から商品を買う以外にこれにかねを貸して儲ける。海外貿易を行う日本人に対しても同様融資を行う、と見えていることである。この、外国船や日本船に対する融資とは、即ち投銀のことであろう。また、ここで外国船とあるのは、ポルトガル船と解してよいであろう。即ち、この史料を、長崎の糸割符仲間の内の重立った者が、ポルトガル船に投銀投資をしていたことを示すものと解することも、強ち無理だとは言えないのではないであろうか。一六三〇年当時マカオのポルトガル人は、日本に二〇万〜六〇万クルザドの負債があったという⁽¹²⁾。右のイエズス会年報には、長崎キリシタン住民の融資額は全部で二万クルザドであった、と記されていた。日本船を対象にしたものも含んでいたと考えられるので、このすべてがポルトガル船を対象にした貸金とは言えないが、その大きな部分は同国船に対する融資とみてよいであろう。

マカオのポルトガル人に対する日本人の融資の事実を示す史料として、私の知る限り最も早い例は、一五九二年一月二十三日付マカオ発、フェルナン・マルティンスのイエズス会総会長宛て書翰である。

「その上、時折日本から当地のプロクラドールに対し、何人かのポルトガル人が日本人達に負っている負債を取立ててほしい、という注文が来る。この取立てには必ず訴訟が伴う。日本人達又は他の誰かの側に立ってポルトガル人達に対して訴訟を起したり、ポルトガル人達のために頼んで執成をしたりして、正しいと思われることが通らない、というようなことは、理屈に合わないと思う。これは、過去二年間にわたって見られたことである。⁽¹³⁾」

この史料は、一五九〇年頃には、既にマカオのポルトガル人が日本人に対して負債を負っていたことを示すものであるが、それとともに、イエズス会士がその債権者の日本人から貸金の回収を依頼されていた、という興味深い事実を伝えている。そのことは、この債権者が恐らくはキリシタン信徒ではなかったかと推測させる。特に長崎は、その住民の殆んどがキリシタン信徒であり、しかも開港以来ポルトガル貿易と関係の深い町であった。長くポルトガル貿易に関わりを持っている内に、そこに貸借の関係が生じ、それは糸割符制度下に入っても変ることなく、むしろその貸借は益々増大してい

って、前引一六二六年度イエズス会年報が伝えているような状況に至ったものであろう。

ところで、『当代記』慶長十四年十二月九日条の、「黒船長崎寺きりしたん、預け置物之事、糸三千并小箱五千と也、惣別此度は兼て之売買違、少物も銀子請取、則糸物を渡す、此以前は糸物任ニ通子申条、何程も渡し、帰帆比銀を請取しか、如何思けん、代りを不^レ取以前者、少之物も不^レ渡と云々、¹⁴⁾」の記事は、ポルトガル人は従来は掛けて生糸を売ってきたが、慶長十四年(一六〇九)夏渡来のノツサ・セニョーラ・ダ・グラッサ号の場合は、これを改めて、現金決済を求めたことを伝える史料として、屢々取り上げられている。この記事を、初期糸割符制度下における長崎貿易の実態の一端を明らかにするものと受け取る以上、ポルトガル船の長崎碇泊期間中に掛け売りが行われたにせよ、またこれが現金決済に改められたにせよ、いずれにしても糸割符制度下において糸割符仲間がポルトガル側に融資をしていたということは、右の記事からは全く考えられない。しかし私は、ノツサ・セニョーラ・ダ・グラッサ号事件前後のポルトガル貿易の実情を伝える史料として、右の『当代記』の記事を重視する考え方には、疑問を持っている。

三

前節では、ポルトガル人がパンカダ取引を避けるようになったことの、一つの理由として、パンカダ取引における日本側の購入者である糸割符仲間に対する債務が増大した点が考えられるのではないか、ということを書いたが、次に、別の性格をもつ貸借として、委託貿易の問題に入りたい。

寛永七年(一六三〇)六月オランダ東インド総督スペックスの末次平蔵宛て書翰に、次のように記されている。「一、又なんはん人の船着申候内に、ごわの国の大将より天川へ参り候状御座候を見申候へは、日本より天川へのふけ銀子、又日本より糸かいに天川へ言伝申銀子にても、少も請取申ま敷由慥に申付候¹⁵⁾」

右は、松浦家に伝わる訳文であるが、永積洋子氏のご厚意により、この箇所をオランダ語原文から邦訳していただくこ

とが出来たので、それを次に記す。「ポルトガルのゴアの副王の、押収した手紙から、たとえ投銀であっても、また日本商人のため生糸を買入れる目的で、マカオに彼らの銀をポルトガル人がおくることを、重い罰で特に禁止していることを、我々は知った。」

即ち、日本人の委頼を受けて生糸購入のための銀の託送に応じることをインド副王が嚴重に禁止し、投銀（原語は *hodemerij* である。レスポンデンシアと同義だと考えてよいであろう）であっても応じてはならない旨禁止したというものである。今この記事内容に付合する事実を、ポルトガル史料に求めてみると、既に一六一〇年四月二十七日付副王の布告は、マカオのポルトガル人が日本人から導入した貿易資金の返却を命じている。⁽¹⁶⁾ 一六二四年十二月二十八日付マカオ発、カピタン・ジェラル、フランシスコ・マスカレーニャスの文書によると、日本より多額の銀をレスポンデンシアで導入した一ポルトガル人をマカオ当局が取調べ、その処置についてインド副王に指示を仰いだことが判る。⁽¹⁷⁾ そして、同フランシスコ・マスカレーニャスは、一六二五年八月八日付で、マカオにおいて、「レスポンデンシアで、又は委託を受けて、日本人の銀を当市にもたらした者は、いかなる身分であれ、この罪は審問の対象になっているので、その私財をすべて国庫に没収し、身柄は直ちに鉄牢につながれ、そしてそこからゴアの牢に送られるものとする。云々」⁽¹⁸⁾ といった布告を出した。

前記スペックスの書翰は、右のような事実を述べているものであるが、これらの史料が一樣に明らかにしている、ポルトガル植民当局がレスポンデンシアによる銀の借入れと、銀の託送に応じることを禁じたということは、これら二種の性格を異にする貸借が、ポルトガル貿易において行われていたことを示すものである。

* * *

一六三四年十一月九日付長崎発、ルイス・タヴァレス⁽¹⁹⁾のマカオ市宛て書翰に、次のように見えている。

「代理人マノエル・デ・シケイラは、棒状銀約二〇〇〇〇タエルをもたらす。私の覚書によって貴下等に求める財貨にこれを投資して、私の許に送っていただくためである。」⁽²⁰⁾

この史料は、ルイス・タヴァレスがマカオの代理人マノエル・デ・シケイラに銀二〇〇〇タエル程を託して、これによって指定の商品を仕入れて送ってくれるよう委託したことを伝えている。文面から、この書翰に添えて、別に覚書もマカオに送られたことが判る。そこには恐らく、購入を依頼した商品名・数量等について、具体的に記載されていたものと推定される。さらに、受託者であるマカオ市に対する利潤の配分についても記されていたかも知れない。また、右の書翰の文面によると、代理人シケイラは単なる運搬者で、実際に委託を受けて商品の仕入れや発送を行うのは、書翰の宛先即ちマカオ市当局ということになるが、シケイラもその受託関係者の一人と見てよいであろう。

クーケバツケルの日記一六三四年十二月十二〜十六日条に、次のように記述されている。

「ガレオット船は非常にきっちり荷物を満載し、そのため運賃は非常に高くつくにも拘らず、ただ友情を得たいため、ポルトガル人にとって妨げとなるか、役に立つかも知れぬ人々の金を、彼等が希望する品物を買うためにマカオに運んでいるのではないか。その上、彼等はこれ以上開き直って文句も言わずに、長崎の町の最高の乙名即ち市長と平蔵などのために、運賃をとらずに五千テールを引受け、その帰り荷を持帰らなければならない。」⁽²¹⁾

これは、平戸侯松浦隆信からオランダ商館に、商品仕入れの委託が要望され、これをオランダ側が渋ったのに対し、平戸侯の側からポルトガル人の実例を示して強く迫っている所の記述である。即ち、「長崎の町の最高の乙名即ち市長」とは長崎町年寄のことであろうが、彼や末次平蔵等がポルトガル船で五〇〇〇タエルを託送したという。

平蔵については、一六三四年十一月七日付長崎発、平蔵のマカオ市宛て書翰に、次のように記されている。

「私が代理人アゴステイニョ・ローボに託して送った一万タエルの内、五〇〇〇タエルは証文に基づいて生糸に投資されてきたのを、私は受取った。今年もまた、私は私のバケ *baque* として一万タエルを送ることを望んだ。しかし、一艘の船にこれ程の額を積む危険を避けて、その半分を送ることにきめた。事実私は、このようにして送るので、貴下等はバルトラメオ・ダ・ロツシャ、彼が不在の場合はロドリゴ・サンシエス・デ・パレーデス、二人共不在の場合はアント

ニオ・デ・オリヴェイラ・アラニーヤにこのかねを渡し、投資させていたきたい。

今年は、投資した商品が粗悪であったので、わずかな利益しか得られなかった。貴下等は、この五〇〇〇タエルを良質の chali 生糸⁽²²⁾に投資するよう、バルトラメオ・ダ・ロッシヤに命じてほしい。というのは、並の生糸は一カテもほしくないからである。そして、この五〇〇〇タエルで仕入れた商品は、カピタン・モール坐乗船で私に送っていただきたい。また、昨年の五〇〇〇タエルで仕入れた商品は、市民の代理人が搭乗してくる船で以って送ってほしい。⁽²³⁾

この史料によって、次の事実が判る。

一、一六三三年平蔵は一万タエルを代理人ローボに委託し、この内五〇〇〇は証文に基づいて生糸に投資され、恐らく一六三四年に平蔵の許に送られてきた。「証文に基づいて……」とあるので、委託者・受託者双方の間で委託貿易に関して証文が作られたことが判る。そこには、購入を委託した商品名・数量等が記載されていたと推定出来、利潤の配分のことも記されていたかも知れない。この場合、代理人ローボが受託者として証文に記載されていたかも知れないが、それはローボ個人というより、マカオ当局が受託者としての責任を負った、と考える方が、その後の経緯からも妥当だと思う。

二、一六三四年にも、平蔵は同じく一万タエルを託送することを望んだ。しかし、航海の危険を避けて、半分の五〇〇〇を送り、並の生糸でない、良質の生糸を購入した上で、安全に送ってくれるよう、マカオ当局に求めた。ここで三人のポルトガル人の名前が挙げてあるが、これらは生糸購入の実務に携わる商人であって、平蔵が契約を結んだ相手ではない。ただ、これらのポルトガル人と末次氏との間には、末次氏の海外貿易活動を通して、緊密な関係が生れていたと見てよいであろう。平蔵が生糸購入について特にこれら三人のポルトガル人を指名したのは、彼等が平蔵に対して信用があり、従ってより有利な取引が出来るとの判断によるものと見てよいであろう。⁽²⁴⁾ 前年一六三三年に託送したかねの投資がまずく利益が乏しかった、という経験に照して、商品購入に当る商人を特に指定したものであろう。

次に、この一六三四年の委託について、前年同様代理人と平蔵との間に証文が作られたか否か、不明である。ただ、

右の書翰にそれを窺わせるような記述が全く見られないこと、前年は代理人Hマカオ当局との間に証文を作って契約を結んで委託貿易を行いながら、肝心の利益が乏しかった、という経験から、一六三四年の託送銀については、商品購入に当る者をマカオ当局に任せないで特に指定した、という経緯からして、この年については、特に別に証文を作ることはずに、このマカオ当局宛て書翰や、代理人に対する口頭の依頼等で事が運ばれたものではないであろうか。

三、一六三三年に託送した一万タエルの内の未投資分五〇〇〇タエルについても、商品を購入して送付するよう求めた。一六三四年分の五〇〇〇タエルを投じた生糸はカピタン・モール坐乗船で、一六三三年の五〇〇〇タエルを投資した商品は代理人搭乗の船で、夫々日本に送付するよう要望しているが、これは商品を分載することによって、海難の場合の損失を軽くしようという配慮からと見てよい。二で述べた、一万タエルを一度に送るのは危険だから五〇〇〇にとどめておく、というのと同じ意味である。即ち、この場合の委託貿易は海損委託者負担の条件で行われた、と考えねばならない。

右の平蔵の書翰から判明するところは、以上の通りである。先のルイス・タヴァレスの場合も、この末次平蔵の場合も、その委託になった生糸が、長崎でのパンカダ取引の枠外の扱いであったことは言う迄もない。ここで、右の平蔵の書翰に見える「バケ」という語に触れておきたい。一六三四年平蔵が自分のバケとして一万タエル託送しようとした、というのは、何を意味するのであろうか。先ず、その語義を明らかにする上で、有用な史料がある。即ち、一六一〇年四月十八日付マカオ発、マノエル・ディアスの総会長宛て書翰に、次のように記されている。(傍点引用者)

「その後当地の住民が増加するに従い、首都大司教ドン・ベルシヨール・カルネイロが当地の司教であった時に、その尽力により、日本に送られる生糸はコンパニヤ契約に基づくことになり、貧者・富者を問わず全員が少しづつ積み込むようにした。この契約を当地でアルマサンと呼び、各人に与えられる生糸の割当て分のことをバケと称し、既に多年この方法で行われてきている。(中略)

第二に、この三人の被選出者は、この二〇〇〇ピコの生糸を、当市にいるポルトガル人全員と、シナ人の如き他国の若

干の人々に割当てる。即ち、各人の資産やその家の経費等を考慮して、自分の判断に従って、各人にその割当て分、即ちバケを与える。というのは、彼等は通常、そこからの利益で以って、各人がその地位に応じて一年間家族を養うことが出来るだけの量のバケを与えるべく、配慮するからである。⁽²⁵⁾」

アルマサン成立の経緯について記述されている文書であるが、右のように、マカオのアルマサンにおける、構成員に対する生糸の割当て分の意味でバケの語を用いている。

アルマサンによって日本に輸入された生糸を、糸割符仕法に基づいて買取る立場にあった、五カ所糸割符仲間に対する生糸の割当て分の意味でも、このバケの語が用いられている。一六三四年十一月九日付長崎発、ルイス・タヴァレスのマカオ市宛て書翰に、次のように見えている。

「今年このカピタン・モール坐乗船で、五カ市のバケ *baque de cinco cidades* のために、余りに僅かな生糸しか届かなかったので、統治者達はかなり怒り、貴下等がこれ程僅か許りの生糸を送って来るのは正しくない。今後もそれを行行うなら、先年行なったように、*Pescarias* の中でパンカダを行うであろう〔意味不明であるが、白糸以外の商品についてもパンカダを適用する、所謂大割符の実施を言っているものであるか——引用者〕と、言った。⁽²⁶⁾」

右のバケの用例は、明らかに堺・京・長崎・江戸・大坂の五ヶ市の、糸割符制に基づく生糸の割当て分の意味で用いたものである。以上マノエル・ディアスの書翰及びルイス・タヴァレスの書翰によって、マカオのアルマサンにおける構成員に対する生糸割当て分、及び糸割符制度における生糸の割当て分の意味で、バケの語が使用されたことが判明した。

そこで、先の平蔵の書翰に見られるバケであるが、これは、平蔵が託送したかねで仕入れて送られて来る生糸は、糸割符制度の枠外で、平蔵の分として取扱われる、という意味で用いられたと考えるのではないであろうか。即ち、糸割符仲間が一括して買取る生糸以外の、別枠の生糸の内の平蔵の取分の生糸の購入資金を託送する、という意味ではないであろうか。一六三四年前後といえ、一般に糸割符仕法も制度的に固まったと考えられており、所謂「公方の糸」が成立

期糸割符の中で重要な要素をなしたものと見る考え方にしても、寛永八年（一六三一）の糸割符改正を機にこの種の糸割符の枠外の取引はなくなった、と考えられている⁽²⁷⁾。また、同じように当初は先買の特権が認められていた呉服師等の將軍縁故筋も、寛永八年の改正に伴って、糸割符仲間の支配下にくみ込まれてそこから生糸の配分を受けることになり、糸割符仲間の独占体制が確立した、と考えられている⁽²⁸⁾。このように、一般に糸割符仲間によるポルトガル船将来白糸の独占体制が確立したと考えられている時期に、尚平蔵一人の委託になる一万タエル単位のかねで仕入れた生糸が、糸割符の枠外で委託者の手に渡されていたことは重大である。

ところで、末次平蔵は、前引の彼自身の書翰によると、一六三四年自分のバケとして一万タエル送ることを望み、結局五〇〇〇タエル送ったわけであるが、この平蔵のバケとして託送された五〇〇〇タエルが、全額彼の出資であったわけではないようである。前引クーケバツケルの日記一六三四年十二月十二、十六日条に、平戸侯からオランダ人に対し、委託貿易について協力してほしい旨迫った発言として、「彼等〔ポルトガル人〕はこれ以上開き直って文句を言わずに、長崎の町の最高の乙名即ち市長と平蔵などのために、運賃を取らずに五千テールを引受け、その帰り荷を持帰らなければならぬ⁽²⁹⁾。」と見えている。これは、一六三四年のことと受取ってよいであろうが、ポルトガル人に委託した五〇〇〇タエルは「長崎の町の最高の乙名即ち市長」——町年寄のことであろう——と平蔵の出資であったことを明らかにしている。この両者の出資金五〇〇〇タエルが、一六三四年に平蔵のバケ即ち持ち分としてマカオに託送された、と見てよいであろう。長崎町年寄の出資金までが平蔵のバケとして送られたことは、マカオに長崎間貿易に対する平蔵の関わりの深さを示している。

この一六三四年平蔵名義による五〇〇〇タエル託送の事実と、前引一六三四年十一月九日付ルイス・タヴァレスの書翰に、一六三四年五カ市のバケのために少量の生糸しかもたらさなかったことで、日本の統治者が怒った旨記述されていたことなどから、この時期にはパンカダリ糸割符の枠外に相当多量の生糸が委託貿易に付されていたことが推定される。この点

に關連して、クーケバツケルの日記一六三四年十一月十二日条に、「到着したガレオット船は、本月十日に出帆した。この船で、生糸二百ピコル（その内七十ピコルはパンカド、五十ピコルは平蔵の勘定）、反物四百箱、赤更紗、カンガン、麻布、亜鉛、錫、若干の乾物等が約三百包、百七十人の乗組員と共に来た、と言われる。」³⁰と記されている。即ち、一六三四年夏に渡来したポルトガル船がもたらした生糸は全部で二〇〇ピコ、内パンカドに付されるのは七〇ピコ、平蔵勘定の分は五〇ピコだという。これは、前引平蔵の書翰に見えている、一六三三年に一万タエル託送した内、半分の五〇〇〇タエルが投資されて翌一六三四年に日本に送られてきた分の生糸のことであることは略間違いない。五〇〇〇タエルで五〇ピコというのと、ピコ当り一〇〇タエルとなり、これは、この年のポルトガル船将来生糸のパンカドが——即ち七〇ピコの生糸についてのパンカド価格が、第一ビチョー即ち上等の白糸がピコ当り丁銀二六〇タエル、第二種即ち並の白糸が同じく二一五タエルと決ったの³¹にくらべ、かなり安値であるが、平蔵は先の書翰の中で、この時送られてきた生糸は粗悪で、僅かな利益しか得られなかった、と記述している。安値は粗悪品の故であった、と考えてよいであろう。また、ここでパンカドに付された七〇ピコについては、その購入者は糸割符仲間だとみてよいであろう。この年ポルトガル船でもたらされた生糸の内、平蔵の分とパンカドの分を除く残りの八〇ピコについては不明である。パンカド外の扱いを受けた分や、平蔵以外の者の委託になったもの³²と考えることが出来よう。

末次平蔵のマカオへの銀託送は、その後も行われている。一六三五年十月二十五日付長崎発、平蔵のマカオ宛て書翰に次のように見えている。

「私はソマ銀七〇〇〇タエルと流通銀三〇〇〇タエルとを代理商人に渡した。いつものように、そのかねをベルトラメオ・ダ・ロッシヤとロドリゴ・サンシエスに渡して、入手しうる最上等品の *chali* 生糸を買って、次の航海の代理商人に託して私の許に送ってくれるよう、貴下等をお願いする。カピタンと代理商人が夫々搭乗する二艘の船に分けて積ん

で、危険を分散させて送って来ていただきたい。

もしもベルトラメウ・ダ・ロッシヤとロドリゴ・サンシエスが、何らかの理由で上述の生糸を購入することが出来なかつたら、貴下等が市の名でそれを買って、私に送っていただきたい。⁽³²⁾

右の書翰の追書に次のように記されているので、それも挙げておかねばならない。

「私はソマ銀七〇〇〇タエルを送る旨上に記したが、それを手に入れることが出来なかつたので、流通銀で送った。これだと八六五〇タエルになる。これに別の三〇〇〇を加え、合計一万一七五〇タエルになるが、これを、上に述べたように、私のために投資させて下さるよう貴下等をお願いする。⁽³³⁾」

即ち、前記の書翰本文と右の追書とから、次のような事実が判る。平蔵は、一六三五年秋にマカオに帰るポルトガル船で、ソマ銀七〇〇〇タエルと流通銀三〇〇〇タエルとを託送して、生糸購入を委託するつもりで、その旨マカオ当局宛ての書翰を用意したが、結局、その後船出帆の時になってもソマ銀の方は用意することが出来ず、このため急遽入手可能の流通銀八六五〇タエルに切りかえて送ることにした。流通銀とは丁銀のことであろうが、ここで平蔵がソマ銀を入手出来なかつたことは、この年（一六三五年）長崎奉行が、「灰吹銀の輸出、ソーマ銀、刀、銃砲の輸出禁止。」の一項を含む命令をポルトガル人に発し、同時に禁制として掲げたこと⁽³⁴⁾の影響の現れと言つてよいであろう。平戸でのオランダ貿易についてみても、一六三四年まではオランダ人の輸出する銀は、ソマ銀等の純良の灰吹銀であったが、一六三五年からは専ら丁銀を輸出している。⁽³⁵⁾幕府は慶長十九年に長崎に銀座を設置し、輸出銀の可否についての決定権の掌握を⁽³⁶⁾図るが、ここに来て、これが一段と強化されたとみてよいであろう。

さて、一六三五年にも平蔵は流通銀一万一七五〇タエルをマカオに託送したわけであるが、右の書翰に見えるベルトラメオ・ダ・ロッシヤとロドリゴ・サンシエスという二人のポルトガル人は、既に前引一六三四年十一月七日付平蔵の書翰にも、全く同じ役割で記されている。末次氏のマカオ貿易に深い関わりを持ったマカオのポルトガル商人であろう。この場

合も、平蔵はこの二人に注文の生糸の購入を依頼してはいるが、それは単に商品購入の実務にとどまるものであって、平蔵はこの二人と委託契約を結んだわけではないであろう。平蔵が生糸購入を委託した相手は、むしろマカオの代理人、さらにはマカオ当局そのものであった。この一六三五年の委託貿易について、右の書翰以外に何らかの契約証文が作られたものか、又はこの書翰のみですべて用が果しえたものは明らかでないが、私は後者の可能性が強いように思う。そして、もしもそうだとすると、この書翰の文面だけで事足りて委託貿易を行いうるだけの、半ば恒常的な取引関係が平蔵とマカオ当局との間に出来上っていたことを示している、と言えよう。またこの書翰も、先の一六三四年十一月七日付のものと同様、生糸を日本に送る際に二艘の船に分載するよう指示している。海損の危険を小さくするための措置であることは言うまでもない。

一六三六年ポルトガル船がもたらした商品・量・単価・売上げ銀額を列記した平蔵の覚書が、クーケバッケルの日記一六三六年十一月一、二日条に掲載されているが、そこには次のように記されている。

「生糸 二五、〇二六斤半 一ピコルに付、二七二テールニマース四スタイフェル 六八、一三二テール八マース

長崎の市民の頭人及び奉行のためにもたらした生糸 一五、八九二斤 一ピコルに付、三九〇テール 六一、九七八
テール八マース。⁽³⁷⁾」

右の記事は、一六三六年マカオから日本に生糸四〇九ピコ余もたらされたことを明らかにしているが、この生糸を、右のように「生糸」と「長崎の市民の頭人及び奉行のためにもたらした生糸」との二項に分けて記載している点注目し得る。これについて私は、前者は五ヶ所糸割符仲間に売られた生糸であるのに対し、後者は、頭人と奉行の委託を受けて仕入れてきた生糸で、糸割符仕法とは別途に彼等に渡されたものだと推測する。ピコ当りの売値を見ると、前者は二七二タエル余であるのに対し、後者は三九〇タエルであり、後者の方がかなり割高になっている。この年のパンカド価格は、最上上品三〇五タエル、第二種二八〇タエル、第三種二四〇タエルであり、⁽³⁸⁾前者の生糸は、パンカド取引の対象になっ

たと考えて妥当な価格と言えようが、後者は高過ぎると言わねばならないであろう。この年長崎に渡来したイスラム商人が売った白糸のピコ当りの価格が、品等により夫々三三六タエル、三一五タエル、三〇五タエルであったの⁽³⁹⁾と比べてみると、後者の三九〇タエルという価格が高過ぎることが判る。後者の生糸が相当に良質のものであったことは推測出来るが、それだけでは右の価格差を説明することは出来ない。パンカド価格の最上等品の価格よりも、尚かなり高値だからである。この委託貿易になる分の、委託者の買値が割高になっているのは、即ちその差額分が受託者に対する利潤の配分に当るものだと言えらると思う。このように、委託貿易はポルトガル人にとって、パンカド価格以上の高値で売ることが出来る有利なものであったわけで、このところ連年、パンカド取引に付される生糸に比して相当大量の生糸が、委託貿易によってもたらされたのは、勿論末次平蔵ら常連の委託者の強い要望もあつたであろうが、それと同時に、ポルトガル人にとつてもかなり有利な商いであつたことにもよる、と見てよいであろう。

尚、後者の生糸の中に、平蔵の分が含まれていたか否かは不明であるが、前述の通り、彼は前年の一六三五年にマカオに銀を託送しているので、右の中に彼の分も含まれていた公算が強い。

*

*

*

一六三七年にポルトガル船がもたらした商品・量・単価・売上げ銀額を列記した平蔵の覚書が、クイケバツケルの日記一六三七年十一月十三、十四日条に掲載されているが、それには、「生糸 三七、二九六斤 一〇七、一八五テール九マー ス三コンデリン⁽⁴⁰⁾。」と記されている。即ち、この年ポルトガル船によつてもたらされた生糸は、全部で三七三ピコ弱であつた。これに対し、この年パンカドに付されたポルトガル人の生糸は二〇九ピコであつた⁽⁴¹⁾。即ち、一六四ピコ程はパンカド外で売られたことになる。この分は委託貿易によつてもたらされた生糸だと思ふ。右の平蔵の覚書は、他の商品については、商品名・量・単価・売上げ銀額、という順で記述されているにもかかわらず、この生糸については、前記の通り単価の記載がない。これは、本来は前年一六三六年の覚書のように、パンカドに付された生糸と委託貿易になつた生糸と

を別に記載すべきところを、一つにまとめて記してしまったために、単価を記すことが出来なかったことによるものと考えられる。

平蔵の委託貿易は、その後も行われている。クーケバツケルの日記一六三八年八月三十日条に、この八月に長崎に着いたポルトガル船二艘の積荷を列挙した中で、「代官□殿、三人の最も主要な市長、その他長崎の司令官のための生糸百五十ピコル。」と記されている。東大史料編纂所の訳本によると、右の上の二者が夫々末次平蔵と長崎町年寄に比定されている。⁽⁴²⁾平蔵ら長崎の有力者が託送した銀によって購入された生糸一五〇ピコがもたらされたもの、と解してよいであろう。先に、一六三四年に平蔵と「長崎の町の最高の乙名即ち市長」のかね五〇〇〇タエルが、平蔵のバケとしてマカオに送られたことを記したが、この一六三八年の場合も、それと同様の形で委託貿易が行われたとみてよいであろう。この場合かねが日本から送られた時期は不明である。この一六三八年の、上記の二艘のポルトガル船は、「パンカドになる白糸を七十ピコしか市場にもたらさなかった。」⁽⁴⁴⁾即ち、同年ポルトガル人は、糸割符仲間に売る白糸は僅か七〇ピコしかもたらさなかったのに対し、平蔵らの委託貿易の生糸は、その二倍以上の一五〇ピコに上ったことが判る。しかも、この内平蔵個人の分が一〇〇ピコにも上ったという。⁽⁴⁵⁾

以上述べてきた平蔵その他によって行われた、マオカに対する委託貿易関係の事実をまとめると、次の通りである。

一、一六三三年平蔵は代理人「マカオ当局と委託貿易の契約を結んで一万タエルを送った。

二、その内の五〇〇〇タエルで以って仕入れた生糸五〇ピコが、一六三四年に平蔵の許に届けられた。ただ、その品質は粗悪で、利益は乏しかった。

三、残余の五〇〇〇タエルの運用等については、確認出来ないが、このかねで仕入れた商品が届いたのは、一六三五年

以降の筈である。

四、一六三四年平蔵は五〇〇〇タエルを同じくマカオに託送し、良質の生糸を購入することを指示すると共に、生糸購入に当る商人を特に指定した。但し、この五〇〇〇タエルは平蔵と長崎の最高の乙名の出資であった。これを平蔵の持ち分として託送した。

五、一六三四年ルイス・タヴァレス(天川久兵衛)は銀二〇〇〇タエルをマカオに託送した。

六、一六三五年平蔵は流通銀一万一七五〇^(ママ)タエルをマカオに託送し、良質の生糸を購入することをマカオ当局に委託した。

七、一六三六年マカオからもたらされた生糸四〇九ピコ余の内、一五九ピコ弱は、長崎の頭人と奉行の委託になるものであった。そして、彼等委託者はこの生糸を他のパンカダ価格より割高に購入しているが、その差額が受託者に対する利潤の配分に当るものだと考える。

八、一六三七年マカオからもたらされた生糸三七三ピコ弱の内、一六四ピコ程は委託貿易によるものであったとみてよいと思う。

九、一六三八年平蔵の委託になる生糸一〇〇ピコがもたらされた。これの資金がいつ託送されたかは、確認出来ない。長崎町年寄(カ)三人と長崎奉行(カ)の出資になるかねで購入された生糸五〇ピコも、同時にもたらされた。

十、以上史料的に判明する末次平蔵の生糸を対象とした委託貿易の実績と、パンカド(Ⅱ糸割符)取引とを対比させてみると、一六三四年パンカドに付された生糸が七〇ピコであったのに対し、平蔵の許にもたらされた委託生糸は五〇ピコであった。一六三八年パンカドに付された白糸は七〇ピコ、平蔵の委託生糸は一〇〇ピコであった。

四

ポルトガル人を相手に委託貿易を行なったのは、平蔵一人ではないが、なかでも右に述べてきたように彼がこの点圧倒的優位を誇っている。その理由を考えてみたい。

一、彼は長崎代官として、長崎貿易全般に大きな発言力を持ちえたわけであるが、単にそのような職掌上の問題だけでなく、彼は特にポルトガル貿易に深く関わることの出来る立場にあった。即ち、秀吉以来の長崎代官であり、同時にキリシタン信徒であった村山当安は、当初はイエズス会士と緊密な関係にあったが、その後、恐らく利権をめぐる思惑がからんで、イエズス会からスペイン系托鉢修道会の側に転じ、同時に長崎からポルトガル・イエズス会の勢力を排除して、代ってそこにスペイン船を招致し、托鉢修道会の中心地にしようと画策したものと考えられるのに対し、彼と争論を起して長崎における主導権を争った末次平蔵は、むしろポルトガルの長崎における地位を擁護する立場に立ったと言える。その平蔵がこの争論に勝利を収めて当安一派の勢力を失墜させ、代って長崎代官の地位にいたのであるから、その後末次氏がポルトガル貿易に対して優位に立ったのは当然の成行きであったと言える。

二、このような立場にあったことに加え、何と言っても末次氏の資力が与って大きな力があつたと言つてよい。末次氏は、長崎代官の地位にあつた外、最も有力な朱印船貿易家の一人として、海外貿易によって膨大な財力を蓄積したことが考えられ、さらに西国諸藩とも取引関係を持つなど、広範にわたる経営を行なつた。⁴⁶⁾

三、同内で当安を失脚に追い込んで長崎代官の地位をつかみ、ポルトガル貿易に深入り出来る立場に立った末次氏は、マカオ貿易を維持することと、マカオ当局との関係を密にしてゆくことに心を配っている。

先ず、マカオ貿易の維持のためには、彼は、マカオ当局がキリシタン教会活動に荷担することこそが貿易断絶をきたす最大の要因と考え、この点について強くマカオ側に警告を与えている。たとえば、一六三五年十月二十五日付長崎発のマ

カオ市宛て書翰の中で、平蔵は、「私が当地でドン・ゴンサロに親しく語ったように、現在この航海は非常に危険な状態にあり、全面的に断絶してしまう恐れがある。その主な理由は、神の法とパードレ達の問題である。」⁽⁴⁷⁾と記し、「毎年私が行なっていることであるが、ガレオタ船が出帆する時、書翰・進物、その他いかなる物であれ、パードレ達に届ける物が積まれていないように、あらゆる努力を払ってもらいたい、という点を貴下等に強く要望する。」⁽⁴⁸⁾と述べている。また、一六三七年四月十六日付マカオ発、イエズス会日本巡察師の、在フィリピン、パードレ・マルチェロ・マストリリ宛て書翰に引用されている平蔵のマカオ市宛て書翰にも、次のように記述されている。

「当地でドン・ゴンサロに親しく語ったように、その航海は全面的に断絶する非常に大きな危険にさらされている。その主な原因は、キリスト教徒達の法やパードレ達に関してである。彼等や彼等の諸事に対する厳しさが益々嵩じているので、私は最も熱心に閣下達に切望するが、書翰・銀・進物、その他何であれ、パードレ達に届けたり、パードレ達から送ったりしないようにしてもらいたい。というのは、この種のものが何か発見されたら、この貿易は完全に断絶してしまふ、ということに閣下達は心得ておくように。」⁽⁴⁹⁾

このように、キリシタン問題がマカオ貿易の運命をきめる最大の要因とみる平蔵は、自らその破綻を招くような行為に出ないよう、マカオ側に強く警告している。そしてその上で、マカオが日本に派遣する貿易面の責任者の資質にまで注文をつけ、ポルトガル貿易の円滑な運営を図ると共に、自らマカオ当局との関係を一層密にして、有利な立場を守って行くとしている。即ち、一六三四年十一月七日付で長崎から平蔵がマカオ当局に宛てた書翰に、「この日本貿易は毎年変化している。そして益々困難が増大している。それ故、この貿易や商業の仕事において、われわれが協調出来るだけの人物を送って来るようにするのが適切である。」⁽⁵⁰⁾と記述されており、難局に直面して、マカオ側が対日貿易を有利に維持して行くには、日本に送って来る人物の人選に充分配慮する必要がある、ということを示している。平蔵がここで特に問題にしているのは、代理人の人選のことである。即ち、一六三五年十月二十五日付長崎発、平蔵のマカオ当局宛て書翰に、

次のように記されている。

「御市がこのところ毎年送って来る代理人達について考えてみるに、彼等の内何人かは、この職務に必要な資質を備えていないように私には思われる。それ故、今後はそれを備えた人物を送って来るのがよいであろう。というのは、これは主要な職務であり、彼が万事を掌握しているので、極めてすぐれた資質を備えた人物でないと、御市にとって益するところとはならないからである。今年、この職務に相応しい人物は送られて来ていないし、それに近い人もいない。私がこれを言うのは、万事において御市の利益を望んでいるからである。ロドリゴ・サンシエスは、既に当地に代理人として渡来した。そして私は彼に満足した。その職務に必要な資質を備えているように、私に思えるからである。それ故、貴下等は、今後は彼のような人物を送って来なければならない。」

(中略) 私がこの地位にある限り、あらゆる点において御市に恩恵を施すよう尽力したいと思⁽⁵¹⁾っている。それ故、貴下等は、私が挙げたような資質を備えた代理人を送ってくるようにしていただきたい。」

即ち、平蔵は特にマカオの代理人について問題にしており、商取引の面で大きな実権を握るこの代理人は、その職に相応しい適性を備えた人物であらねばならない、と強調している。そして彼は、過去に来日した代理人の内、すぐれた人物として特にロドリゴ・サンシエスの名を挙げ、彼のような人物を送って来るように指示している。このような指示をマカオに与えたことは、難しい局面を迎えたマカオ長崎間貿易を存続させて行くには、相当に手腕のある人物が代理人として来日しなければならぬ、という彼の気持から出たものであるが、それ許りでなく、前引二点の史料に見えていたように、平蔵は一六三四年・三五年と二年つづけてマカオにかねを託送した際、そのかねで生糸を購入してもらった人物の一人として、右のロドリゴ・サンシエスの名を特に挙げている点注目し得る。これは、過去にサンシエスが代理人として長崎に来た際、取引等の面で末次氏との間にかなり緊密な交渉が有ったことによるのは明らかである。彼が代理人の人選に特に強い関心を示したのは、ポルトガル貿易存続に対する熱意は勿論であるが、それに加えて、彼の個人

的な利害もそこから考えてよいであろう。

いずれにせよ、平蔵はマカオにとって大切な人物であったわけで、一六三四年十一月九日付長崎発、ルイス・タヴァレスのマカオ市宛て書翰には、次のように記されている。

「今年ポルトガル人達に対し、多大な難儀と面倒が生じた。しかし、ポルトガル人達に関する諸事に対して力になりうる人物は、平蔵殿の外にはいなかった。彼はすべての点で指導し、御市の諸事のために対策を講じようという熱意を示した。そして、篤い誠意を以って尽力したし、これまでも尽力してきている。貴下等は、彼に鄭重な手紙を送って謝意を表すようにしていただきたい。また御市においても、彼に対する奉仕になる事を行なっていただきたい。それ故、彼が送る銀の投資について協力していただきたい。」⁽⁵²⁾

ここで、ポルトガル人に対して生じた多大な難儀と面倒といっているのは、一六三四年に、マカオにいた日本人教区司祭のパウロ・ドス・サントスという者が、マカオ日本間貿易を行う過程で生じた、二人の長崎住民に対する債権の回収を求めて、手紙を送って来たところ、その手紙が幕府当局に発見され、そのためにマカオに対する幕府の態度の硬化を招いたことを指している。⁽⁵³⁾このような時期にポルトガル人の頼りになる人物として末次平蔵のことが強調され、そしてマカオ側としても、それに報いる必要がある、として、特に彼の委託貿易に協力するよう要望している。平蔵がこの段階で具体的にどのような形でマカオのために力になったのか、明らかにするのは困難である。ただ、先に述べたように、末次氏はふるくからポルトガル側と深い結びつきを持っており、自分自身の貿易活動の利害がからんでいただけに、マカオ貿易の維持には特に強い関心を払ったことは確かであろう。ポルトガル貿易の維持は、マカオのためであると同時に、自分自身のためでもあった。イエズス会宣教師の、この方面での活動が期待出来なくなった今、末次氏がマカオと日本との間をつなぐ重要な役割を演じていたと言っているであろう。イエズス会日本巡察師は、一六三七年四月十六日付マカオ発、在フイリピン、マルチェロ・マストリリ宛て書翰の中で、末次平蔵のことを「当〔マカオ〕市の代理人^{プロクラードル}」と呼んでいるが、当

時における平蔵の立場を如実に示している。

*

*

*

勿論、利に聰い平蔵がポルトガル貿易一辺倒であったわけでないことは言うまでもない。殊にポルトガル貿易は、キリシタン問題がからんでいたために、断絶の危険にさらされていることを平蔵はよく知っていた。そのためにも、彼は前述の通り、マカオに対して、日本キリシタン教会活動に荷担しないよう強く要求して、ポルトガル貿易の維持に心を配る一方、貿易の相手をポルトガルに限ることなく、平戸のオランダ人との間にも、相当に多額な取引関係を結んでいた。即ち、彼は一六三六年オランダ商館の帳簿に勘定口座を持っていたが、これは、彼が同商館にとって恒常的な取引関係を有する重要な常客であったことを示している。そして生糸については、彼は一六三五年に初めて生糸購入者として帳簿に記録されており（一六二四〜一六三四年は、白糸購入者の中に平蔵の名は見られない）、この年白糸三〇ピコを購入している（ピコ当り二六六タエルのパンカド価格で）⁽⁵⁷⁾。一六三六年には白糸五〇ピコを購入している（ピコ当り二六七タエルのパンカド価格で）⁽⁵⁸⁾。これは、この年オランダ商館より白糸を購入した者の中で、最高の買得量である。さらに一六三七年には、白糸三〇ピコを購入している（ピコ当り二五二タエルのパンカド価格で）⁽⁶⁰⁾。この三〇ピコの量は、この年同商館より白糸を購入した者の中で、個人としては平戸侯とともに最高の買得量である。そして一六三八年には三〇ピコ購入している⁽⁶²⁾。平戸オランダ商館よりの白糸購入者をもてみると、それまでは比較的少数の特定常客が購入する部分が多かったものが、一六三六年から、突如京・堺・長崎・江戸・大坂の五カ所の多数の商人が登場し、大量の白糸を買得して行くようになる⁽⁶³⁾。平蔵が一六三五年以降平戸のオランダ人から白糸を買入れるようになったことと、右の、同商館よりの白糸購入者の性格の変化との間には、関係があったと考えるべきであろう。即ち、前述の通り、ポルトガル船将来の商品の内、パンカド取引に付される白糸——即ち、五カ所糸割符仲間が一括購入する生糸は、史料から判明する限り、一六三四年以降は数十ピコから二百数十ピコに過ぎない。僅かこれだけの生糸では、五カ所仲間の要求に応じきれぬ筈がなかったことは明らか

かであつて、その不足を埋めるために平戸のオランダ商館より白糸の購入を始めた、と考えるのが自然である。平蔵としては、ポルトガル船将来の僅かな生糸の内、かなり大きな部分を委託貿易の形で獲得することは出来たが、全体的な趨勢としてポルトガル船の生糸貿易は衰退に向つており、しかもキリシタン問題からポルトガル貿易自体が断絶する恐れすらあつたので、一方でオランダ商館との関係をも緊密にして、そこから白糸等の購入を図つたと言えよう。

五

末次平蔵というと、有力な朱印船貿易家であり、しかも反キリシタンであるというイメージが強烈である。彼とポルトガル貿易との結びつきについては、西国諸藩の長崎貿易における彼の役割については研究がなされているが、⁽⁶⁴⁾彼自身のポルトガル貿易については従来余り取上げられていないと言つてよい。彼のポルトガル貿易の取引額が増大したのは、所謂鎖国令によつて朱印船貿易に制限が加えられて行つたことと無関係ではないであろうが、彼は既にそれ以前からマカオと緊密な関係を持っており、随時委託貿易を行つてきたことが推測出来る。

以上述べてきた、平蔵等によるポルトガル人対象の委託貿易は、抑マカオ¹¹長崎間貿易で、レスポンデンシアの貸借とは性格を異にする、委託貿易と呼びうる取引形態が行われていたか否か、という問題に一つの回答を与えるものであると同時に、鎖国以前の糸割符の実態についても重要な事実を明らかにする。前述の通り、従来の糸割符研究においては、寛永八年(一六三一)の糸割符制度改正を機に、五カ所仲間による輸入白糸の独占が貫徹された、という考え方が大勢であると言つてよい。寛永十年(一六三三)二月二十八日付の所謂第一回鎖国令の中に、「一、異国船二つみ来り候白糸、直段立候而、不残五ヶ所へ割符可仕之事、」(『徳川禁令考』前集第六、六十七章)の規定があり、この段階には、既に五ヶ所仲間によつて白糸が独占された、との考え方が行われてきたのも尤もなことである。しかし、実際は、ポルトガル船将来の生糸の内のかなり大きな部分が、委託貿易の形で平蔵等の手に入つていた。五カ所糸割符仲間は、決して輸入白糸を独占し

ていたわけではなかった。そしてそれは、ポルトガル貿易の断絶までつづけられていた。従来、朱印船貿易家について、彼等の内には糸割符年寄を兼ねる者もいたがそれは例外で、大部分は糸割符などに属さずに、自己の資力で以って朱印船貿易を行い、鎖国令によって朱印船が禁止されるや、平戸オランダ商館から買付けを行う一方、投銀投資をも行なって利殖を図った、と一般に考えられてきている。ポルトガル船から彼等が白糸を購入していた、といった点については考慮されていまいと云ってよい。長崎には幕府指定の特権商人である糸割符仲間が君臨し、ポルトガル船将来の白糸は彼等が独占している筈だという観念が固定化していると言つてよい。私は別稿で、慶長九年五月三日付の糸割符奉書は、糸割符年寄が先ず生糸の輸入価格を交渉の上決定し、その後で初めて他商品の取引を自由に行なつてもよい、と規定しているもので、長崎貿易における糸割符年寄の特権的立場を明確にしており、この奉書の規定こそ糸割符の性格を考える上で第一に拠所とすべき原点である、と考えられているにも拘らず、実は、そこで規定されていることは、その後約三〇年間行われておらず、寛永鎖国令の中で同じ趣旨が再確認されるに及んで初めて実施されるに至つた、ということを記述し、成立期糸割符の性格を考える上で、この奉書を過大評価する考え方に対して疑問を提起した⁽⁶⁵⁾。そして、その上さらに、以上の論証によつて、糸割符仲間によるポルトガル船将来白糸の独占そのものも、鎖国令発布の段階を迎えても尚徹底されず、遂に最後まで彼等は同白糸の内の一定部分しか購入しえず、一部有力商人が糸割符仲間に属することなく、別途に委託貿易の方法で大量の生糸を入手していたことが判明した。このように、従来一般に、糸割符仕法の性格を規定する上で最も根本的な要素と考えられている点が、実は実行されていかなかったという事実は、糸割符成立の意義や糸割符商人の性格を考える上で無視することは出来ないであろう。

註

(1) 高瀬弘一郎『キリシタン時代の研究』岩波書店、昭和五二年、二八二〜三二二頁。

マカオリ長崎間における委託貿易について

(三三三)

五五

(2) 山脇悌二郎「近世の対外関係」(森克己・沼田次郎編『対外関係史』山川出版社、昭和五三年)一三〇〜一三三頁。

(3) C. R. Boxer, "Dois documentos inéditos acerca do

comércio entre Macau e o Japão durante os anos de 1630-1635", *Revista Portuguesa de História*, t. XI, v. 1, Coimbra, 1964, p. 73.

(4) 清水紘一「長崎奉行一覧表の再検討」(『京都外国語大学研究論叢』十五)一四頁。

(5) 永積洋子訳『平戸オランダ商館の日記』第三輯、岩波書店昭和四四年、一五二頁。(『日本関係海外史料 オランダ商館長日記』訳文編之一(上) 東大史料編纂所、昭和五一年、二一八頁も参照した)。

(6) 村上直次郎訳注・中村孝志校注『バタヴィア城日誌』1、平凡社、昭和四五年、一六六頁。

(7) 清水紘一、前掲論文、一四頁。

(8) 永積洋子訳『平戸オランダ商館の日記』第二輯、岩波書店昭和四四年、一五一頁。

(9) 『バタヴィア城日誌』1、前掲、一六五頁。岩生成一「朱印船貿易史の研究」弘文堂、昭和三三年、八八・八九・一〇四・一〇五・二〇九・二一〇・二二四・三五七・三六八頁。C. R. Boxer, *The Great Ship from Amacon*, Lisboa, 1959, p. 133.

(10) C. R. Boxer, "Notes on the Portuguese Trade in Japan during the Kwanai Period (1624-1643)", 『史学』十二卷二号。(吉田小五郎訳「寛永時代葡人の日本貿易に就いて」『史学』十二卷二号)。

(11) *Archivum Romanum Societatis Iesu*, Jap. Sin. 63,

f. 68v, 69.

(12) C. R. Boxer, *The Great Ship*, p. 122.

(13) *Jap. Sin.* 11-II, f. 268v.

(14) 『当代記』(『史籍雜纂』第二)一五八頁。

(15) 『長崎市史 通交貿易編西洋諸国部』清文堂、昭和四二年、附録九五頁。

(16) *Biblioteca da Ajuda*, 49-V-3, f. 28. (東大史料編纂所架蔵の複製写真による。以下 *Biblioteca da Ajuda* の文書については、すべて同じ)。岡本良知「投銀に関する特殊の資料」(『社会経済史学』五卷六号)八七頁。

(17) *Biblioteca Pública de Évora*, Cod. ^{CXVI}₂₋₅ f. 238. (東大史料編纂所架蔵の複製写真による)。岡本良知、前掲論文、九一頁。

(18) *Biblioteca Pública de Évora*, Cod. ^{CXVI}₂₋₅ f. 237. (東大史料編纂所架蔵の複製写真)。

(19) このルイス・タヴァレスは、一六三二年十一月十六日付長崎発、代理人アゴステイニョ・ローポの所謂ポルトガル文投銀証文に見えている。この証文の内容は、アゴステイニョ・ローポが棒状銀三〇〇〇タエルを借り、これを長崎に居住するルイス・タヴァレスに三三パーセントの利率のレスポнденシアで貸与した。ルイス・タヴァレスは、この銀が博多の商人中野彦兵衛の出資であることを言明し、そしてサン・ジョルジェ号でマカオに送る。次の最初の船でマカオから長崎に送り、返済する。云々というものである(「末次文書」末次鶴松氏所蔵文

書「東大史料編纂所。柴謙太郎「日欧文投銀証文の考察」『經濟史研究』十七卷一・二号、一二一―一四頁。C. R. Boxer, "Notes on the Portuguese Trade", pp. 12, 13. 吉田小五郎訳、前掲、一二六・一二七頁)。

ここでルイス・タヴァレスがレスポンドンシアで借用した三〇〇〇タエルをマカオに送ったのは、一六三三年三月のことであり(サン・ジョルジェ号が日本を発ったのは一六三三年三月で、マカオ着は四月であった。C. R. Boxer, *The Great Ship*, p. 128)。これと、本文に引用した史料に見える二〇〇〇タエルの託送とは無関係であるが、これら二点の史料によって、レスポンドンシアと委託貿易が対になった当時の投資形態をうかがい知ることが出来る。

尚ルイス・タヴァレスは、一六三七年十一月六日付トリスタン・タヴァレスのポルトガル文投銀証文にも見えている。これは、博多商人伊藤小左衛門と七兵衛の両人から棒状銀五〇〇〇タエルを三一パーセントの利率のレスポンドンシアで借用したトリスタン・タヴァレスの証文であるが、その中に「私の兄弟」として記されているのを、ボクサー教授はルイス・タヴァレスだとしている(「末次文書」末次鶴松氏所蔵文書「東大史料編纂所。柴謙太郎、前掲論文、一八・一九頁。C. R. Boxer, "Notes on the Portuguese Trade", pp. 23, 24, 31. 吉田小五郎訳、前掲、一四二・一四三・一五三頁)。

さらに、一六三三年十月十六日付長崎発、フランススコ・カルヴァーリョの嶋井権平宛てポルトガル文投銀証文は、カルヴァ

マカオと長崎間における委託貿易について

アーリョが嶋井権平からレスポンドンシアで借用した七〇〇〇タエルの返済方法について、こまかく約束した証文であるが、その中に、ルイス・タヴァレスの名が証人のような役割で見えている(「島井文書」『福岡県史資料』第六輯、昭和十一年。柴謙太郎、前掲論文、三一―三四頁。C. R. Boxer, "Notes on the Portuguese Trade", p. 17. 吉田小五郎訳、前掲、一三三頁)。

尚この書翰には、Luiz Tavaresの外「天川久兵衛」の署名もなされている。『藤原有馬世譜』慶長十四年十二月十二日条に、この年有馬晴信が占城に遣した朱印船の南蛮人按針として久兵衛の名が見えているが、或はこれと同一人物であろうか(『大日本史料』十二編之六、八〇三頁。『通航一覽』刊本第五、一七頁。岩生成一、前掲書、二〇六頁)。

(20) Biblioteca da Ajuda, 49-V-11, f. 619.

(21) 永積洋子訳、前掲書、第三輯、一九四・一九五頁。(『日本関係海外史料 オランダ商館長日記』訳文編之一(下)、五八頁も参照した)。

(22) 意味不明。この *seda chali* の語は、註(32)で引用する文書にも見えている。そして同文書を紹介したボクサー教授は、この語について、ポルトガル語の *chale* のことかも知れなさ、としか説明出来ない」と註記しつつ(C. R. Boxer, *The Great Ship*, p. 327, n. 3)。だが、この *chale* に関係があるとしても、なおこの場合の *seda chali* の語義を明確にすることは出来ない。

- (23) Biblioteca da Ajuda, 49-V-11, f. 616, 616v.
- (24) 三人の内、二番目に挙げてあるロドリゴ・サンシェス・デ・ペレーデスは、一六二七年十一月五日付長崎発のポルトガル文授銀証文を残しているが、それによると、彼は末次宗徳から棒状銀七五〇〇タエルを三〇パーセントの利率のレスポンデンシアで借用している(「末次鶴松氏所蔵文書」東大史料編纂所。柴謙太郎、前掲論文、八・九頁)。末次一族との間に相当取引関係があったことが判る。
- (25) J. L. Alvarez-Taladriz, "Un documento de sobre el contrato de Armação de la nao de trato entre Macao y Nagasaki", 『天理大学学報』十一巻一号、五・六頁。(野間一正訳「マカオ・長崎間貿易船のアルマサン契約に関する一六一〇年の資料」『キリシタン研究』十二輯、三五八・三五九頁)。
- (26) Biblioteca da Ajuda, 49-V-11, ff. 618v, 619.
- (27) 加藤栄一「成初期の糸割符に関する一考察」(『日本社会経済史研究』近世編、吉川弘文館、昭和四二年)九二〜九九頁。
- (28) 中田易直「糸割符考」(『宝月圭吾・所三男・児玉幸多編『具体例による歴史研究法』吉川弘文館、昭和三五年)三四三・三四四頁。
- (29) 永積洋子訳、前掲書、第三輯、一九五頁。(『日本関係海外史料 オランダ商館長日記』訳文編之一(下)、五八頁も参照した)。
- (30) 永積洋子訳、同右、一八九・一九〇頁。(同右、訳文編之一(下)、五〇頁も参照した)。
- (31) 永積洋子訳、同右、一七七・一七九頁。(同右、訳文編之一(下)、三〇・三一・三三頁)。
- (32) Biblioteca da Ajuda, 49-V-11, f. 599v. C. R. Boxer, The Great Ship, p. 327.
- (33) Biblioteca da Ajuda, 49-V-11, f. 601v. C. R. Boxer, The Great Ship, p. 330.
- (34) 永積洋子訳、前掲書、第三輯、二五四頁。(『日本関係海外史料 オランダ商館長日記』訳文編之一(下)、一四五頁も参照した)。
- 尚、これは寛永十一年(一六三四)五月二十八日付長崎制札のことと見なされている(『日本関係海外史料 オランダ商館長日記』訳文編之一(下)、一四五頁。加藤栄一「元和・寛永期に於ける日蘭貿易——鎖国形成期における貿易銀をめぐって——」『幕藩制国家成立過程の研究』吉川弘文館、昭和五三年、六〇二頁)。しかし、ここでは禁輸品目について、「日本之武器異国江持渡事、」(『徳川禁令考』前集第六、六十七章)と記されているのみで、「灰吹銀」「ソマ銀」の文言は見られない。また、クーベバッケルの日記には、灰吹銀・ソマ銀・刀・鉄砲の輸出禁止を含む禁制が長崎に掲げられた旨を、一六三五年八月十六日条に伝えている。さらに、本文に引用した一六三五年十月二十五日付の平蔵の書翰の追書(追書にも、同じ一六三五年十月二十五日の日付が付してある)は、ソマ銀輸出禁止の幕府法令が、この書翰の日付の前後に急速に実施され、強制

されていったことを明らかにしている。これらの理由により、

寛永十一年五月二十八日付長崎制札の文言を追加修正した禁制
が、翌一六三五年八月頃に出され、これがクーケバツケルの日
記に伝えられた、と考える方がよいのではないであろうか。

(35) 加藤栄一「元和・寛永期に於ける日蘭貿易——鎖国形成期
における貿易銀をめぐって——」五八六～五九九頁。

(36) 岩生成一、前掲書、三四七～三五二頁。

(37) 永積洋子訳、前掲書、第三輯、四一二頁。『日本関係海外
史料 オランダ商館長日記』訳文編之二(上)、一七六頁も参
照した)。

(38) 永積洋子訳、同右、三八四・三八五頁。(同右、訳文編之
二(上)、一三三頁)。

(39) 永積洋子訳、同右、三九八頁。(同右、訳文編之一(上)、
一五四頁)。

(40) 永積洋子訳、同右、第四輯、岩波書店、昭和四五年、二八
頁。(同右、訳文編之三(上)、一〇〇頁も参照した)。C. R.
Boxer, *The Great Ship*, p. 194.

(41) 永積洋子訳、同右、第三輯、四九一頁。(同右、訳文編之
三(上)、六五頁)。

(42) 永積洋子訳、同右、第四輯、一二六頁。

(43) 『日本関係海外史料 オランダ商館長日記』訳文編之三
(下)、一五四頁。

(44) 永積洋子訳、前掲書、第四輯、一二六頁。『日本関係海外
史料 オランダ商館長日記』訳文編之三(下)、一五三頁も参

マカオ長崎間における委託貿易について

照した)。

(45) C. R. Boxer, *The Great Ship*, p. 156.

(46) 武野要子「藩政史料にみえる末次平蔵」(『福岡大学商学論
叢』二十卷三号)。武野要子『藩貿易史の研究』シネルヴァ書
房、昭和四四年、第七・第八章。

(47) Biblioteca da Ajuda, 49-V-11, f. 600v. C. R. Boxer,
The Great Ship, p. 328.

(48) Biblioteca da Ajuda, 49-V-11, ff. 599v, 600. C. R.
Boxer, *The Great Ship*, p. 327.

(49) Jap. Sin. 29-I, f. 153v.

(50) Biblioteca da Ajuda, 49-V-11, f. 616v.

(51) Biblioteca da Ajuda, 49-V-11, f. 600v. C. R. Boxer,
The Great Ship, p. 328.

(52) Biblioteca da Ajuda, 49-V-11, f. 618.

(53) Biblioteca da Ajuda, 49-V-11, ff. 577~579v., 610v.,
611, 613v.~615, 622~623v.

(54) Jap. Sin. 29-I, f. 153v.

(55) 加藤栄一「平戸オランダ商館の商業帳簿に見られる日蘭貿
易の一断面——一六三六年のオランダ商館「仕訳帳」の分析を
中心に——」(『東京大学史料編纂所報』三号) 四〇頁。

(56) 加藤栄一「成立期の糸割符に関する「考察」前掲、一〇〇
～一〇四頁。加藤栄一「平戸オランダ商館の商業帳簿に見られ
る日蘭貿易の一断面——一六三六年のオランダ商館「仕訳帳」
の分析を中心に——」前掲、五四～五六頁。

(57) 加藤栄一「成立期の糸割符に関する一考察」前掲、一〇五頁。加藤栄一「平戸オランダ商館の商業帳簿に見られる日蘭貿易の一断面——一六三六年のオランダ商館「仕訳帳」の分析を中心に——」前掲、五六頁。

(58) 加藤栄一「平戸オランダ商館の商業帳簿に見られる日蘭貿易の一断面——一六三六年のオランダ商館「仕訳帳」の分析を中心に——」前掲、五〇・五八頁。

(59) 同右、五八・六三頁。

(60) 加藤栄一「一六三七年平戸オランダ商館貿易表(二)」(『東京大学史料編纂所報』六号) 七二頁。

(61) 同右、七二・七九頁。

(62) 永積洋子「平戸オランダ商館日記を通して見たパンカド」(『日本歴史』二六〇号) 八九頁。

(63) 加藤栄一「平戸オランダ商館の商業帳簿に見られる日蘭貿易の一断面——一六三六年のオランダ商館「仕訳帳」の分析を中心に——」前掲、三二・六三頁。(鎖国令により朱印船貿易が禁止されたのに伴って、一六三五年以後朱印船貿易家等の有力商人が、平戸オランダ商館に生糸の買付けに登場してきた、という事実は否定出来ないが(永積洋子「平戸オランダ商館日記を通して見たパンカド」前掲、八七・九四頁)、尚、オランダ貿易全体からみて、一六三六年から大勢の五カ所の商人が、オランダ人から生糸を購入するために平戸に赴くようになった動向は、認めざるをえない)。

(64) 武野要子、前掲論文。武野要子、前掲書、第七・第八章。

(65) 高瀬弘一郎「パンカダ・パンカドと糸割符」(『キリシタン研究』掲載予定)

(本稿を作成するに当って特に永積洋子氏からお教えを受けた。銘記して謝意を表したい)。